

R 6 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構
(担い手確保型)

徳島県県土整備部宮繕課



課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一般共通事項	I. 工事概要		7. 下請負人の選定	①受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。		11. 交通安全管理	①受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	
	1. 工事名称 R6営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構			②受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			②受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	
一般共通事項	2. 工事場所 鳴門市撫養町立岩		8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。		12. 発生材の処理等	③仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	
	3. 建物概要 建物名称 鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」 構造・規模 RC造一部S造 地上4階・地下0階 敷地面積 261,079.98 (m ²) 延床面積 19,413.67 (m ²) 消防法施行令別表第1の区分 1項イ			(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			④上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。	
一般共通事項	4. 工事種目 種目 工事概要 外構工事 外構工事（屋外スロープ）		9. 電気保安技術者等	(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。		12. 発生材の処理等	⑤事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。	
	5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。			(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。			⑥給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。	
II. 営繕工事共通仕様書			10. 施工中の安全確保	(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。		11. 交通安全管理	⑦輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	
項目 特記事項				(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。			12. 発生材の処理等	
1. 適用基準			⑥電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		11. 交通安全管理		⑨発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に準じて処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7)受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	
また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）			⑦工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。		12. 発生材の処理等		⑩アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石輪事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。	
2. 優先順位			⑧工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。		12. 発生材の処理等		⑪図面番号 G-002	
3. 工事実績データの登録			⑨工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。		12. 発生材の処理等		●縮尺 -	
4. 工程表			⑩工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
5. 工事の着手			⑪受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
6. 施工計画書等			⑫地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
7. 設計図書等			⑬受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
8. 設計図書等			⑭受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
9. 設計図書等			⑮受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
10. 設計図書等			⑯受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
11. 設計図書等			⑰受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
12. 設計図書等			⑱休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
13. 設計図書等			⑲受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
14. 設計図書等			⑳受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
15. 設計図書等			㉑受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
16. 設計図書等			㉒受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
17. 設計図書等			㉓受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
18. 設計図書等			㉔受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
19. 設計図書等			㉕受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
20. 設計図書等			㉖受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
21. 設計図書等			㉗受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
22. 設計図書等			㉘受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
23. 設計図書等			㉙受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
24. 設計図書等			㉚受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
25. 設計図書等			㉛受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
26. 設計図書等			㉜受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
27. 設計図書等			㉝受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
28. 設計図書等			㉞受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
29. 設計図書等			㉟受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
30. 設計図書等			㊱受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
31. 設計図書等			㊲受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
32. 設計図書等			㊳受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
33. 設計図書等			㊴受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
34. 設計図書等			㊵受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
35. 設計図書等			㊶受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
36. 設計図書等			㊷受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
37. 設計図書等			㊸受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
38. 設計図書等			㊹受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
39. 設計図書等			㊺受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
40. 設計図書等			㊻受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
41. 設計図書等			㊼受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
42. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
43. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
44. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
45. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
46. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
47. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
48. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
49. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
50. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
51. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
52. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
53. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
54. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
55. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
56. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
57. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
58. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
59. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
60. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
61. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
62. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
63. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
64. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
65. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
66. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
67. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
68. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
69. 設計図書等			㊽受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
70. 設計図書等			㊾受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	
71. 設計図書等			㊿受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		12. 発生材の処理等		●図面番号 -	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																								
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																						
	区 分	サ イ ズ																														
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																														
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																															
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>																															
24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>																															
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>																															
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>																															
<table border="1"> <tr> <th colspan="6">設計者</th> <th>法適合確認欄</th> <th>検証者</th> <th>設計番号</th> <th rowspan="2">特 記</th> <th rowspan="2">徳島県県土整備部営繕課</th> <th rowspan="2">●工事名 R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構</th> <th rowspan="2">●図面番号 G-004</th> <th rowspan="2">  AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 特設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (〒) 第0204号 </th> <th rowspan="2">  株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号 </th> </tr> <tr> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td>一級建築士 第386121号 山本 匡希</td> <td>一級建築士 第000000号 梅垣 大雅</td> <td>一級建築士 第313839号 池田 葵</td> <td>一級建築士 第6211号 高原 正行</td> <td>一級建築士 第6211号 浅山 明</td> <td>17992</td> <td>外山 博文</td> <td>●縮尺 共通仕様書（3）</td> <td>●縮尺 -</td> </tr> </table>		設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構	●図面番号 G-004	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 特設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (〒) 第0204号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第6211号 高原 正行	一級建築士 第6211号 浅山 明	17992	外山 博文	●縮尺 共通仕様書（3）	●縮尺 -					
設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記	徳島県県土整備部営繕課							●工事名 R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構	●図面番号 G-004	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 特設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (〒) 第0204号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号												
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第6211号 高原 正行	一級建築士 第6211号 浅山 明	17992	外山 博文			●縮尺 共通仕様書（3）	●縮尺 -																				

1. 設計概要
建物名称 鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」
建築主 徳島県
工事種目 ○新築・増築・改築・改修・その他
用途地域 準工業地域
敷地面積 261,079.98㎡
総建築面積 11,034.66㎡
延べ床面積 19,413.67㎡
道路種別 北、西：県道、東：市道、南：市道
敷地状況 旧内野スタンドは工事着手時に解体工事が完了予定、既存照明棟、スコアボード棟、外野スタンドは残置

第3種地域
第4種地域
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年版）」耐震安全性の分類に準ずる
建築物(棟名)
①内野スタンド ②ブリッジ
構造体
建築非構造部材
建築設備
エレベーターの耐震クラス
※昇降機の耐震処置は「昇降機技術基準の解説」2016年版による

区分
項目
1 地中梁の連通管、通気管及び人孔の製作、設置及び補強
2 地下室等の二重壁内の水抜き管の製作及び設置
3 S、SRC造梁貫通鋼管スリーブの製作、設置及び補強
4 RC造梁貫通スリーブの製作及び設置
5 同上補強
6 床や壁の貫通及び半貫通部分のスリーブ、箱等の製作及び設置
7 同上補強
8 各貫通穴あけ箇所の空隙充填及び補修
9 梁貫通予備スリーブの孔差の製作、設置及び耐火被覆
10 防火区画、排煙区画床、壁貫通部処理

区分
項目
1 自家発電設備用オイルタンク及びサービスタンク迄の油配管工事
2 サービスタンク用油圧機器及び仕上げ
3 自家発電設備用一次側給排水配管工事
4 自家発電用給排水設備工事
5 ユニットバス・ユニットシャワーの換気扇の設置
6 一般換気扇の設置
7 同上用の取付けの製作及び設置
8 機器類付属制御盤とその二次側配管配線工事
9 自動制御などの現場盤への電源接続
10 設備用機器、付属制御盤への電源接続及び接地工事
11 生産設備用機器、付属制御盤などの取付け及び二次側配管配線工事
12 電動ブラインド、電動カーテン、電動シャッター、自動ドアなどの制御盤及び二次側配管配線工事
13 ガス漏れ警報設備
14 制御用の電極棒の設置
15 制御用のフロースイッチの設置
16 光天井などの照明器具用箱付及び下仕上材料（ルーバー等）の設置

設計者
一級建築士 一級建築士
第286776号 第298249号
土生 達哉 山本 匡希

法適合確認欄
検査者
設計番号
17992
特記

徳島県県土整備部営繕課
R6営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫美 野球場改築工事外構
●工事名
●図面名
建築工事特記仕様書(1)

図面番号
G-005
AZUSA SEKKEI
株式会社 特許設計 関西支社
株式会社 特許設計 MIYA Architect's Office

IV. 建築工事特記仕様書

1 共通仕様

2 特記事項

項目 特記事項

1章 各章共通事項

1 建築材料等

2 特別な材料の工法

3 施工条件

4 発生材の処理等

5 着工時・中間時及び完成時の提出書類

6 竣工写真等

7 完成時の提出図書

完成図の種類及び記入内容 (補1.7.1)

区分	種類	記入内容(下記及び監理者の指示する内容)
構造図	・各伏図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	・軸組図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	・断面表	寸法、鉄筋、鉄骨
	・架構図	配筋、必要な寸法
	・詳細図	必要な寸法・符号、配筋
	・床荷重表	
	・床荷重伏図	
・特記仕様書		
・		
施工図等	◎総合図	一式
	◎躯体図	必要な寸法、納まり、符号
◎作成した施工図、製作一式		

※ディスクによる竣工データファイル(ディスク: 3セット) (補1.7.2)

※作成する範囲は完成写真、完成図及び保全に関する資料とする。

8 工事区分等

9 総合図等

作成図面の種別 (補1.5.1)

種類	◎平面図	◎天井伏図	◎天井内伏図	◎展開図	・
◎総合図	※1/50 ※1/100	※1/50	◎1/50(指定室)	※1/50(指定室)	・
◎総合施工図	・1/50 ※1/20	※1/50	※1/50(指定室)	※1/50(指定室)	・

躯体開口について建築、構造、設備間の整合確認を目的として総合図調整時に「開口確認会議」を実施する。

各工区間の相互調整完了後の総合図、総合施工図(詳細寸法等を記述した図面)の監理者による取扱い。

※確認を行う ・承諾を行う

10 施工者による自主的な品質管理

11 現場情報の電子的な情報交換

12 技能士

13 性能試験

14 試験及び検査の立会い

15 設計G.L

16 作品の対外発表

17 化学物質を発生する建築材料等

18 合法木材の証明書等

19 建築物省エネ法対応

20 関連工事等の調整

完成図の種類及び記入内容 (補1.7.1)

区分	種類	記入内容(下記及び監理者の指示する内容)	
一般図	・設計概要書	建物と概要、内外仕上表、敷地・建物の面積表	
	◎配置図及び案内図	建物と敷地の関係、外構計画概要	
	・各階平面図	室名、室面積、耐震壁の位置	
	・各立面図	外壁仕上げ、打錠目地、伸縮目地	
	・断面図	標準地盤面、道路、隣地斜線、階高、天井高、(2面以上作成)	
	・		
	・矩計図	基本的寸法、対応した平面図、立面図	
	・平面詳細図	必要な寸法・仕上げ、各部分納まり	
	・部分詳細図	必要な寸法・仕上げ、各部分納まり	
	・展開図	天井高、主要な仕上げ	
建築図	・各種伏図	天井伏図、床伏図、屋根伏図、主要な仕上げ	
	・仕上げ表	建物外部・内部の仕上げ	
	・建具表	建具の各仕様、防火性能	
	◎特記仕様書		
	・法規チェック図	防火区画、防煙区画、防火設備(戸)	
	・防火計画書	防火区画、防煙区画、防火設備(戸)	
	◎外構図、植栽図	舗装種別、土木工作物、樹種等	
	◎その他監理者が指示する図面	設計図書一式	
	※完成図は設計図書データを使用し、施工時に変更になった箇所を更新し、作成すること。また、完成図は施工者にて作成・修正し、監理者の確認を受けること。		

設計者					法適合確認欄	検証者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉		一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第6211号 浅山 明	17992	

21. 交通誘導警備員

22. 産業廃棄物の処理

2章 仮設工事

1. 仮囲い

2. 敷地の状況確認

3. 足場等

4. 監理者事務所

5. 監理者事務所の備品

6. 工事用水

7. 工事用電力

8. 障害物の処理

9. 仮設計図書

10. 工事車両用駐車場
資材置場
現場事務所用地等

2章 仮設工事

1. 仮囲い

2. 敷地の状況確認

3. 足場等

4. 監理者事務所

5. 監理者事務所の備品

6. 工事用水

7. 工事用電力

8. 障害物の処理

9. 仮設計図書

10. 工事車両用駐車場
資材置場
現場事務所用地等

3章 土工事

1 根切り

2 排水

3 埋戻し及び盛土

4 建設発生土の処理

4章 地業工事

1 砂利、砂及び捨コンクリート地業等

材料 砂利 砂 ※切込砂利、切込砕石 ◎再生クラッシュラン ※山砂、川砂、砕砂

砂利及び砂地業 (4.6.2)(4.6.3)

厚さ(mm) ※60(施工範囲 基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下)

・ 図示

捨コンクリート地業 (4.6.4)

コンクリートの材料 ※高炉セメントB種 ・普通ポルトランドセメント

粗骨材の最大寸法 ※25mm以下

設計基準強度(N/mm²) ※18

スラブ(m) ※15 ・18

厚さ(mm) ※50



5章 鉄筋工事						
1. 材料	鉄筋の種類 (5.2.1)					
	規格	種類の記号	径 (mm)	備考		
2. 加工及び組立	鉄筋の継手 (5.3.4)					
	鉄筋の定着 (5.3.4)					
3. 鉄筋継手	各部の配筋 (5.3.7)					
	ガス圧接継手 (5.4.1)					
4. 配筋検査						

機械式継手 (5.5.3)		機械式継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・機械式継手工事」(2017年) (公社) 日本鉄筋継手協会)による		A級及びSA級継手の適用箇所 ※無し		(・A級 ・SA級)	
継手の種類 ※図示		継手部のあき ※鉄筋コンクリート造配筋標準図 2-14 鉄筋相互のあきによる		作業資格者 ※使用する機械式継手メーカーの技術講習を受け、作業資格者 (5.5.2) として認められた者		施工前試験 ※実施しない (A級及びSA級機械式継手は施工前試験を実施する。)	
継手の位置		5-1 柱主筋の継手、定着及び余長、6-2 大梁筋の継手、定着及び余長による		図示		継手部の試験、検査 (5.5.5)	
溶接継手 (5.6.3)		溶接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・溶接継手工事」(2017年) (公社) 日本鉄筋継手協会)による		A級継手の適用箇所 ※無し		継手の種類 ※図示	
継手部のあき		5-1 柱主筋の継手、定着及び余長、6-2 大梁筋の継手、定着及び余長による		図示		継手部の試験、検査 (5.6.5)	
検査機関及び検査技術者		検査機関は(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は(社)CIW認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。		検査技術者は(公社)日本鉄筋継手協会の鉄筋継手検査技術者(検査対象継手部の有資格者)で資格種別3種(D38を超える場合は4種)の資格者とする。		引張試験は原則として公的機関による。	
主要な配筋は、		コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。					

6章 コンクリート工事						
1. コンクリートの種類及び品質	コンクリートの種類 (6.2.1)					
	コンクリートの気乾単位容積質量による種類 ※普通コンクリート・軽量コンクリート					
2. コンクリートの材料	コンクリート仕様 (6.2.2.3.4) (6.3.1.2) (6.10.1) (6.14.1)					
	使用区分	設計基準強度 F_c (N/mm ²)	S (mm)	γ (kN/m ³)	混和材料	備考
3. コンクリートの打継ぎ	セメントの種類 (表6.3.1) (6.3.1)					
	骨材の種類					
4. 型枠	打継ぎ面に設ける目地の寸法 (意匠図による) (6.6.4)					
	外部に面するコンクリートの打直し仕上げ (仕上げ材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。)の打直し厚さ ※20mm・図示 (6.8.1)					
5. 試験						
6. 軽量コンクリート						
7. 寒中コンクリート						
8. 暑中コンクリート						
9. マスコンクリート						
10. 無筋コンクリート						

フレッシュコンクリートの試験 (6.9.2)		試験の採取場所 ※荷卸し地点		ポンプの筒先	
コンクリートの強度試験 (6.9.3)		※表6.9.2による		※表6.9.2による(※28日は原則として公的機関)	
適用箇所		・		(6.10.1)	
常時土あるいは水に直接接する部分への使用		※使用しない		使用する (6.10.1)	
軽量コンクリートの種類及び所要気乾単位容積質量		・1種・2種(表6.10.1)		(6.10.2)	
適用期間		※JASS5による		(6.11.1)	
初期養生を行う期間		※コンクリートの圧縮強度が5N/mm ² 以上となるまで		(6.11.4)	
試験		※表6.11.1による(※28日は原則として公的機関)		(6.11.6)	
適用期間		※日平均気温の年平均値が25℃を超える期間		(6.12.1)	
構造体強度補正值(S)		※6N/mm ² ・N/mm ²		(6.12.2)	
適用箇所		・		(6.13.1)	
セメントの種類		・普通ポルトランドセメント		・高炉セメントB種(低発熱型)	
混和剤の種類		※AE減水剤又は高性能AE減水剤		・	
混和材の種類		※6.13.2(2)(イ)		・	
スランプ (mm)		※15		・	
調査強度を定める材令		※28日		・日 (6.13.5)	
温度応力解析		・打設計画に合わせ施工者が実施する		応力強度比の許容値 ※1.3以下・0.8以下	
適用箇所		※防水層の保護コンクリート		(6.14.1)	
設計基準強度 (N/mm ²)		※18		・	
スランプ (mm)		※15		・18	
粗骨材の最大寸法 (mm)		※25mm以下		・ (6.14.2)	

設計者							法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI		株式会社 宮建築設計	
一級建築士	一級建築士		一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士	設備設計一級建築士		17992		徳島県県土整備部営繕課	R6宮緒 鳴門総合運動公園 鳴・撫妻 野球場改築工事外構	G-007	株式会社 特設計 関西支社		株式会社 MIYA Architect's Office	
第286776号	第298249号		第386121号	第000000号	第313839号	第6211号						●図面名	—	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号		一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号	
渡邊 和幸	土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	池田 葵	高原 正行	浅山 明		外山 博文				建築工事特記仕様書 (3)		株式会社 特設計 関西支社		株式会社 MIYA Architect's Office	

1. コンクリートの仕上り
コンクリートの打直し仕上げ (6.2.5(2)(7)(a)) (表6.2.4)
せき板の種類 仕上りの程度 適用箇所
・合板 ・A種 化粧打直し仕上げ ・クリア塗装、素地仕上げの面
・B種 打直し仕上げ ※仕上げ塗材仕上げ面
・C種 打直しのまま ・基礎、ピット等、上記以外

1.2. 型枠
コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5(2)(f)) (表6.2.5)
種別 適用部位
柱・梁・壁 床
a種
b種
c種

1.3. 土間コンクリート
材料 (6.8.2)
せき板の種類 規格 厚さmm 適用箇所
木製 合板 JAS規格 (表面加工品) ※12 ・ 外壁部 (バネコート)
金属製 床 ※鉄骨工事 (7.2.7) による (構造特記2.2)
壁
ゴム製
断熱材兼用 ※珪藻土粉混入木織むすび板 ・30・40・50
注) JAS規格とは「合板の日本農林規格」の「コンクリート型枠用合板の規格」を表す。
せき板面気泡緩衝シート張り (MCR工法用シート)
・使用する ※難燃性ポリエチレン気泡シート
※コンクリート増打厚 10mm
○使用しない

2.0章 ユニット及びその他の工事
1. 外構フェンス
高さ 2.500m
金網 ・ビニル被覆10#56 mm 目
控柱 ○H1500以上は控柱付、控柱間隔は柱1本おき
種別 ○軸部鋼板加工、合成樹脂塗料焼付既製品

2.1章 排水工事
1. 材料
排水管用材料 (21.2.1) (表21.2.1)
材種 種類・記号 管形状 (接合方法)
・透心力鉄筋コンクリート管 ※外圧管 (※1種・) B形 (ゴム接合)
・硬質ポリ塩化ビニル管 ○VP ・VU ・RS-VU
・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・DV ・VU継手
形状、呼び径 ※図示

側溝、排水樹及びふた 種類、形状、寸法 ※図示 (21.2.1(4)(5))
鑄鉄製マンホールふた (21.2.1(5))
種類 適用荷重 形状寸法 (mm) 施工箇所
・水封形 ・ ・ ・ ・
○密閉形 (フタハバ式) ・ ・ ・ ・ 600φ 図示
・簡易密閉形 (ハバ式) ・ ・ ・ ・
・中ふた付密閉形 ・ ・ ・ ・
・断熱型 ・ ・ ・ ・

グレーチングふた (21.2.1(6))
材質 形式 用途 適用荷重 メインバーピッチ 上面形状
○鋼製 溶融亜鉛めっき ・ SUS製 ボルト固定 ※無し ・ 図示
○歩行用 ※歩行用 ・ 樹ふた用 ・ かさ上げ用 ・ U字溝用
○細目 ○凹凸形

2.2章 舗装工事
床化粧マンホールふた
種類 安全荷重 kN
○簡易密閉形 (パッキン式) ・ 密閉形 (ボルト・パッキン式) ○50 ・ 15
インターロッキング用化粧マンホールふた
種類 安全荷重 kN
○簡易密閉形 (パッキン式) ○50
現場打ちの場合のコンクリート (21.2.1(8))
コンクリートの種類 ※8N/mm² ・
設計基準強度 ※18N/mm² ・
スランブ ・15cm ・ 18cm ・
現場打ちの場合の鉄筋 種類の記号 ※SD295 ・
凍上抑制層 ※砂 (粒度は表21.2.2) ・ (21.2.1(10)) (表21.2.2)
砂の粒度試験 ・行方 ・行わない
埋戻し土 表3.2.1 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土◎ (21.2.1(12))
管路敷設の工法 (21.2.2)
※21章2節21.2.2施工による
・上記以外の地盤 ※図示
内径が600mmを超え、かつ深さ1.2mを超える排水樹の足掛け金物 (現場打ち)
・SUS ・鋼製 ・合成樹脂被覆加工 (21.2.2(4)(a))
透心力鉄筋コンクリート管管床 厚さ ・ mm 種類 ・ (21.2.2(7))
硬質ポリ塩化ビニル管管床 厚さ ・ mm 種類 ・ (21.2.2(8))
継手 ※接着剤 ・ゴム輪 (21.2.2(8)(4))
緑石の形状 ※図示 ・種類 ・寸法 ・形状 (21.3.1(1)) (表21.3.1)
側溝の形状 図示 ・種類 ・寸法 ・形状 (21.3.1(1)) (表21.3.1)
側溝の蓋
種類 形状・寸法 強度 設置箇所
・鑄鋼板
・PC板
○グレーチング ○図示
・鑄鉄製
砂利地帯の厚さ ※100mm (21.3.2(1))

2.3章 植栽及び屋上緑化工事
1. 路床
○盛土用材料 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土◎ (22.2.3(1)) (表2.2.1)
・凍上抑制層 (22.2.2(1)(7)) (表2.2.2)
材料 ※再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂 (21.2.1(10))
厚さ 図示 ・ mm (22.2.2(1)(4))
・透水性舗装に用いるフィルター層 (22.2.2(1)(10))
材料 ・川砂 ・海砂 ・良質な山砂 (22.2.3(3)) (表2.2.3)
厚さ 図示 ・ mm (22.2.3(3))
・路床安定処理 (22.2.3(3)) (表22.2.1)
方法 ※添加材料による安定処理 (22.2.2(1)(9))
材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種
・生石灰 (・特号・1号) ・消石灰 (・特号・1号)
添加量 kg/m³
添加量を定めるために用いるCBR ・5以上 (22.2.4(7))
厚さ 300mm (22.2.4(7))
路盤 (22.3.2(1))
厚さ ※図示 (22.3.3(1)) (表22.3.1)
材料 ○クラッシュラン ・粒度調整碎石 ・再生クラッシュラン◎
○再生粒度調整碎石 ・クラッシュラン鉄鋼スラグ ・粒度調整鉄鋼スラグ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ

2. 路盤
3. アスファルト舗装カラー舗装
舗装の構成、厚さ、仕上がり (22.4.2(1)) (22.6.2(1)) (表22.6.1)
舗装の種類 厚さ 構成
○アスファルト舗装 ※図示 ※図示
○カラー舗装 ○加熱系 表層に用いる結合材 ○アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 (顔料添加量 9%) ※図示 ※図示
・常温系 ・ニート工法 (配合図示) ※図示 ※図示
・ゴムチップ混合物 (弾性) ※表22.6.1 ※図示
・スラリー混合物 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装
・塗布工法 (配合図示)
カラー舗装用材料 (22.6.3)
着色骨材 ○有色骨材 (焼成) ・着色骨材 (樹脂皮覆) ・自然石
カラー舗装厚さの許容差 ※22.4.2(3) ・ (22.6.2(9))
舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 ・ (22.4.2(4))
アスファルト ※再生アスファルト 種類 ・60~80 ・80~100 (22.4.3)
・ストレートアスファルト
再生加熱アスファルト混合物及び加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4) (表22.4.4)
表層 一般地域 寒冷地域
※密粒度アスファルト混合物 (13) ※密粒度アスファルト混合物 (13F)
※細粒度アスファルト混合物 (13) ※
骨材 ※JIS A50011によるもの (22.4.3(7)) (表22.4.2)
・7mm以下再生骨材◎
・再生クラッシュラン◎
・道路用鉄鋼スラグ◎
カラー舗装の配合 加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の (22.6.2(2))
顔料の添加量 ・
常温系工法の配合その他 ※図示 ・ (22.6.2(3))

4. コンクリート舗装
コンクリート舗装の構成及び厚さ 車道部 ※150mm ・ (22.5.2(1))
歩道部 ※70mm ・
コンクリート舗装に使用するコンクリート ※6章14節による (22.5.3(1)) (表22.5.1)
コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・

設計基準強度 ※表22.5.1 ・ (22.5.3(1))
スランブ ※表22.5.1 ・
粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1 ・
早強ポルトランドセメントの使用 ※使用しない ・使用する (22.5.3(1))
注入目地材料 ※加熱施工低弾性タイプ (22.5.3(4)) (表22.5.2)
・加熱施工高弾性タイプ
コンクリート目地 種類及び間隔 ※表22.5.3 ・ (22.5.4(5))
構造 ※図22.5.1 ・
舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 (22.5.2(4)) (表22.5.2)
舗装の構成 ※図示 ・
舗装の厚さ ※図示 ・30mm (22.7.2(1))
舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの (22.7.2(2)(4))
・コンクリート平板舗装 (22.8.3(1)) (表22.8.1)(7))
種類 寸法 mm 厚さ mm 目地材
※普通平板(N) ・カラー平板(C) ※300角 ※60 ○砂
・流出平板(W) ・掘石平板(S) ・モルタル
・インターロッキングブロック舗装 (22.8.3(2))
種類 厚さ mm 曲げ強度 色彩及び表面加工等
※普通ブロック (N-) 車道部 ※80 ・ ※5.0N/? ・ ※標準品
・透水性ブロック (P-) 歩道部 ※60 ・ ※3.0N/? ・
・植生用ブロック (G-) ※80 ・100 ・
・視覚障害者誘導用ブロック ○60 (製品名:)
製造所
・舗石舗装 (22.8.3(3))
種類 寸法 厚さ mm 施工方法 規格品
※小舗石(花こう岩) () 角 ※80~100 ・ ※うろこ張り ※2等品
舗石舗装の基礎 ・アスファルト混合物50mm ・コンクリート版 70mm
コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ○砂 ・空練りモルタル (22.8.2(1)(4))
ブロック系舗装の仕上がり面の平たん性 (22.8.2(2))
○歩行に支障となる段差がないこと (舗装材間の段差3mm以内とする。)

7. 砂利敷き
砂利敷き種別 (22.9.2) (表22.9.1)
通路 ※A種 ・
建物周囲その他 ※B種 ・
8. 区画線
材料 ・路面表示用塗料 (トラフィックペイント、JIS K 5665)
種類 ・1種 (常温) ・2種 (加熱) ※3種 (溶融) (ビーズ含)
規格 ※A (水系) ・B (溶剤系) ※A (水系) ・B (溶剤系) ※1号 ・2号 ・3号
色彩 ※白色 ・黄色
ライン引きの幅 ※150mm ・図示
塗布厚さ ※1.0mm ・
9. 車止め
材料 ※図示 ・
形状 ※図示 ・
寸法 ※図示 ・
数量 ※図示 ・
10. 性能試験
(22.2.5(1)(2)(3)(4)) (22.3.5) (22.4.6(1)) (22.4.6(3)) (22.7.6(3)) (表22.4.6)
試験の方法・摘要 試験箇所
路床土の支持力比 (CBR) 試験
・行方 (※乱した土 ・乱さない土) ・行わない
路床締固め度の試験 ※行方 ・行わない
現場CBR試験 ※行方 ・行わない
路盤締固め度の試験 ※行方
アスファルト舗装切り取り試験 ※行方
アスファルト混合物の抽出試験
・アスファルト舗装 ・行方 ※行わない
・透水性舗装 ・行方 ※行わない

1.1. 滑り止めカラー表面舗装
材料 ○2液反応硬化型エポキシ樹脂塗料 (高耐久樹脂系すべり止めカラー舗装材)
○

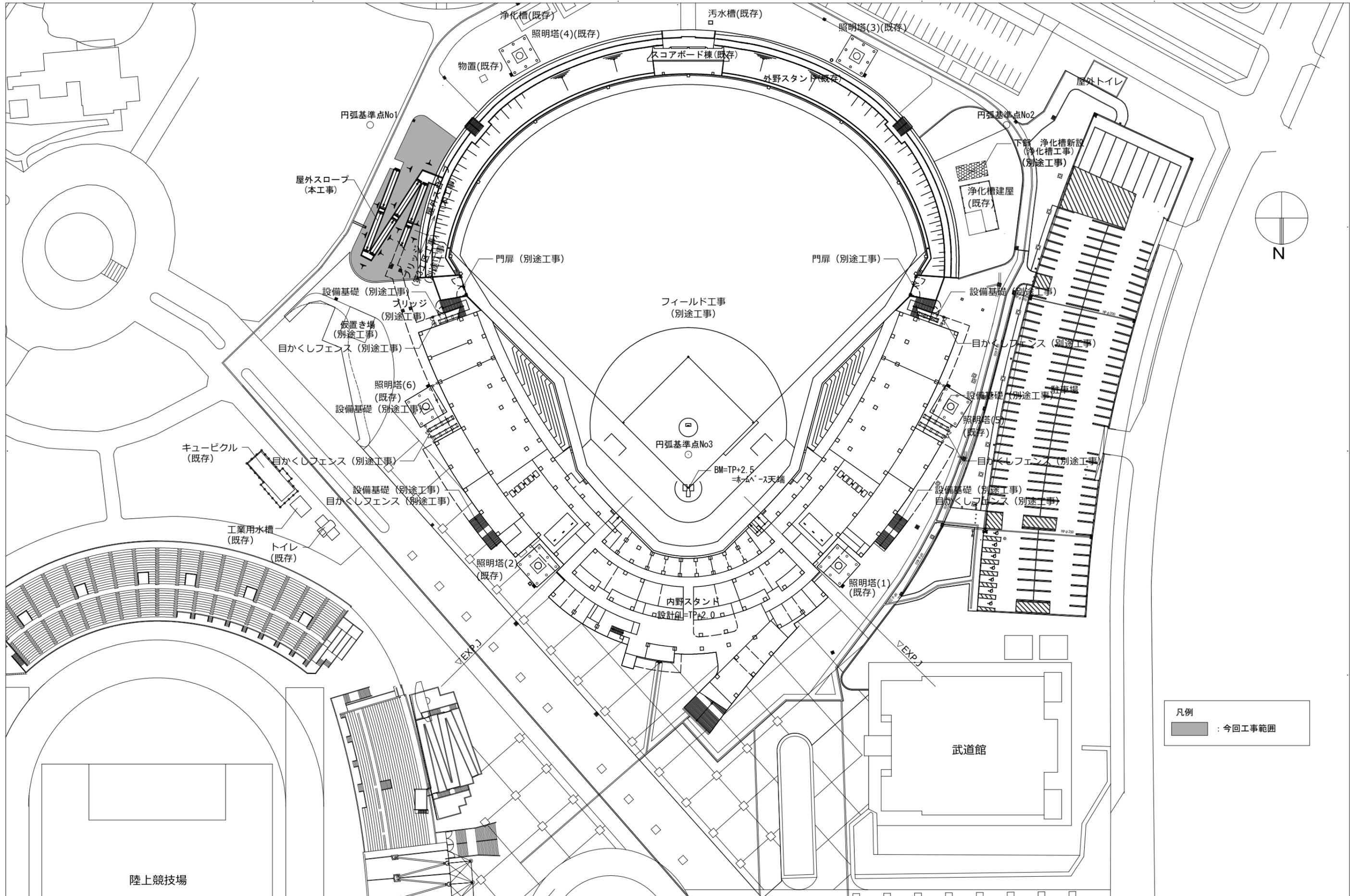
2.3章 植栽及び屋上緑化工事
1. 植栽基盤整備
※行方 ・行わない (23.2.2) (23.2.3) (23.2.4) (表23.2.1) (表23.2.2)
樹高 有効土層の厚さ cm 工法 整備範囲
・12m以上 ※100 ・120 ・150 ※A種 ※植込み部分
・7~12m ※80 ・100 ・B種 ・葉張りの範囲
・3~7m ※60 ・80 ・C種 (植高7m以上)
・3m以下 ※50 ・60 ・D種 ・図示
○芝、地被類 ※20 ※B種 ○C種 ・D種 ※植栽範囲
注) 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。
雨水排水の工法 ※図示 ・暗きよ ・開きよ ・排水層 (23.2.2(3))
・縦穴排水
2. 材料
植込み用土 ※現場発生土の良質土 (23.2.3(1))
・客土 種類 ※細土 ・黒土
範囲 ※植込み部分 ・図示
土壌改良材 適用 ※ずる ・しない (23.2.2(5)) (表23.2.2)
種別 ○ノーク堆肥◎ 50L/m²
・発酵下水汚泥コンポスト◎
指定量 植栽面積1m²当たり (L)
施工範囲 ※植込み部分 ・図示
特殊基盤整備 ・
3. 植樹
樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用、数量 ※図示 ・ (23.3.2(2))
支柱の形状 ※図示 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 (23.3.3(4))
・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形
材料 ・杉丸太 (間伐材) ◎ ・竹 ・金属 ・ワイヤー (防錆処理品) (23.3.2(3))
※加圧防腐処理丸太
支柱の耐風強度 ※風速30m/s程度に充分耐える強度とする。 (23.3.2(4))
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも (23.3.2(4))
新植樹木の枯損補償の期間 ※刈渡しの日から1年間 ・ (23.3.4)
移植樹木の枯損補償の期間 ※刈渡しの日から1年間 ・ (23.3.6)

4. 芝張り、吹付けは種及び地被類
○芝の種類 ※コウライシバ ・ノシバ ・ (23.4.2(1))
芝張り工法 平地 ※目地張り ・ (23.4.3(1))
法面 ※べた張り ・
客土 ※行わない ○行方 (※細土 ・黒土)
・吹付けは種 種子の量 ※25 g/m² ・ (23.4.2(3))
・種子の種類 ※洋芝類
・地被類 ※行方 ・行わない
・地被類 植物の種類 ・ 芽立数 ・ 径 ・ (23.4.2(4))
株数 ・ /m²
5. 屋上緑化◎
屋上等の植栽 (23.5.1)
植栽基盤 ・屋上緑化システム (23.5.2(1))
土壌層の厚さ ・ cm ・ 図示
・屋上緑化軽量システム
排水層 ・軽量骨材 (厚さ ・ mm) ・板状成形品 (23.5.3(1)(4))
土壌層 ・人口軽量土 ・改良土
植栽工法 ※耐風圧性能 (23.5.4)
性能値 ※建築基準法施行令第82条の5及び建設告示第1458号に定められた風圧力に対して安全であること。
耐風圧対策
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込みものの適用、数量
見切り材 ※図示 ・ (23.5.3(5))
舗装材 ※図示 ・
排水孔 ※図示 ・
マルチング材 ※図示 ・ (23.5.3(5))
支柱 ※図示 ・ (23.5.4(5))
自動灌水 ・行方 (※図示) ・行わない (23.5.4(6))
6. 性能試験
土壌の水素イオン濃度指数 (pH) ・行方 ○行わない (23.1.3(1))
電気伝導度 (EC) の試験 ・行方 ○行わない
7. 既存樹林調査
・行方 (樹勢、根回り) ○行わない

設計者
一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士
第286776号 第298249号 第386121号 第000000号 第313839号
渡邊 和幸 土生 達哉 山本 匡希 梅垣 大雅 池田 葵 高原 正行
法適合確認欄 検査者
設計番号 17992
特記

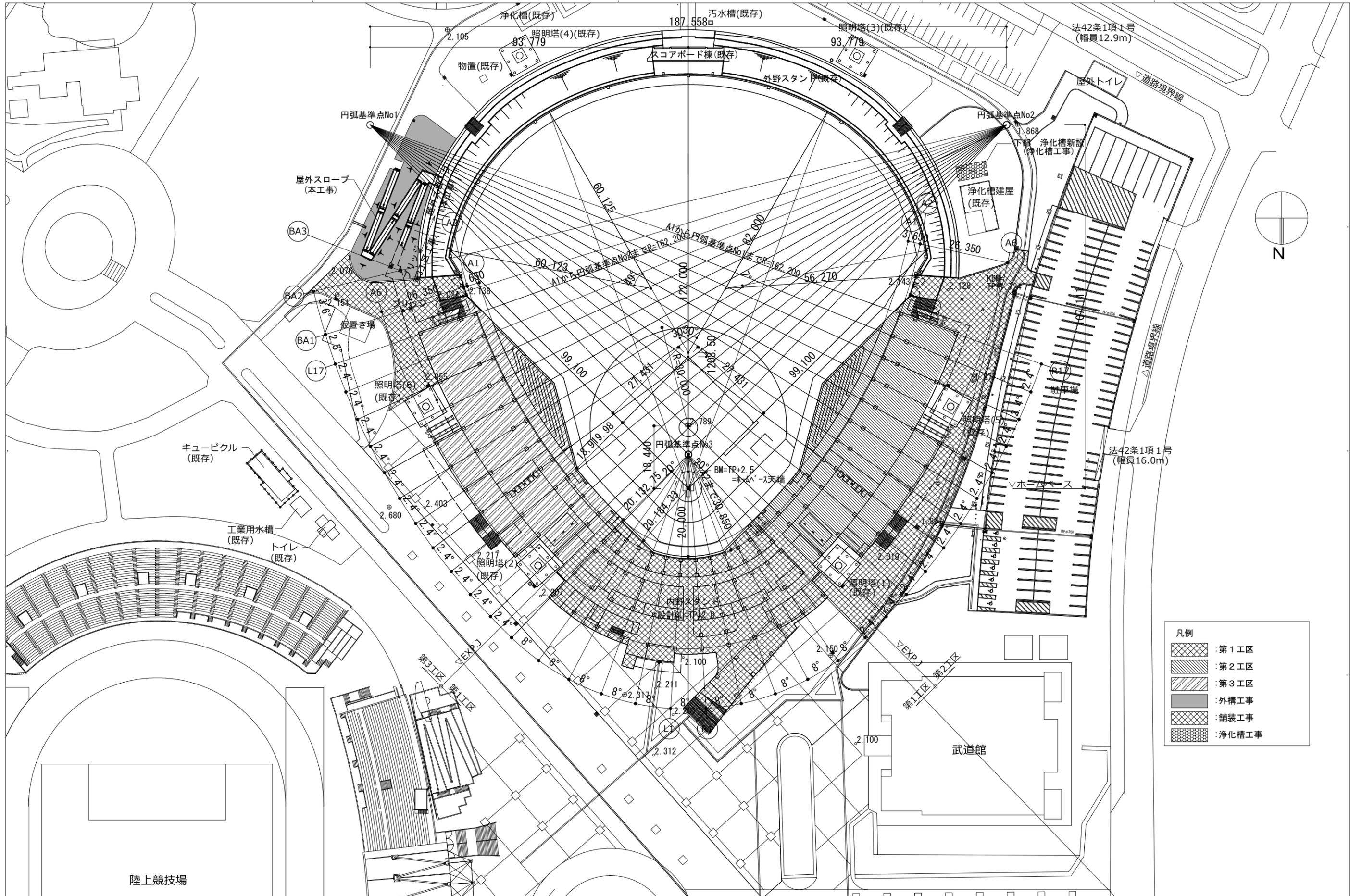
徳島県県土整備部営繕課
R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫妻 野球場改築工事外構
●工事名
●図面名 建築工事特記仕様書 (4)
●図面番

●図面番号 G-008
●縮尺 -
AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
株式会社 関西支社
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号



凡例
 : 今回工事範囲

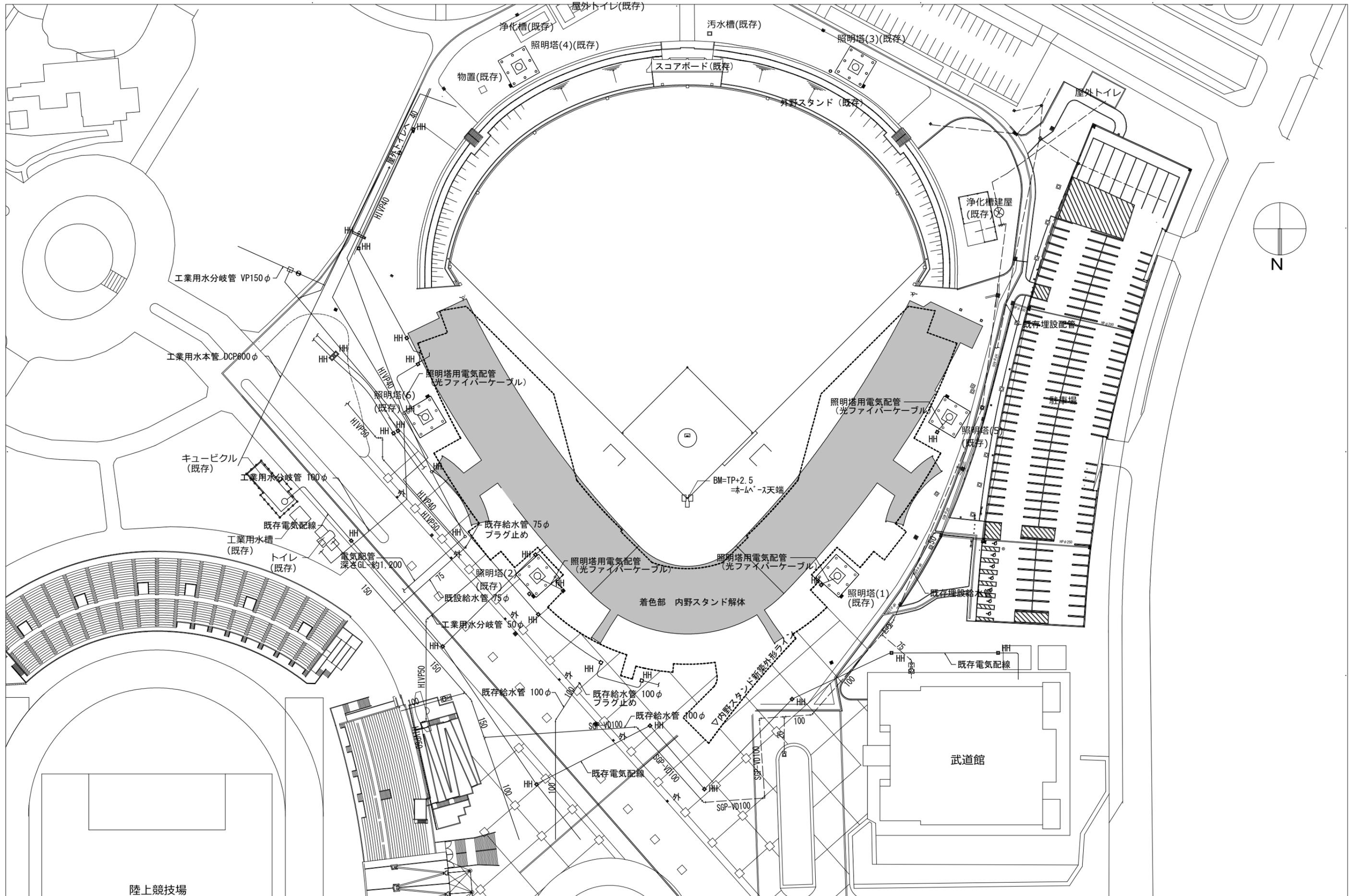
<table border="1"> <tr> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td>設計者 山本 匡希</td> <td>一級建築士 第386121号 梅垣 大雅</td> <td>一級建築士 第000000号 池田 葵</td> <td>一級建築士 第313839号 高原 正行</td> </tr> </table>						一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	設計者 山本 匡希	一級建築士 第386121号 梅垣 大雅	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設計者 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構 ●図面名 工事区分図	●図面番号 G-009 ●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 <small>一級建築士事務所登録 大阪 (7) 第3234号</small>	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</small>
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	設計者 山本 匡希	一級建築士 第386121号 梅垣 大雅	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行														



凡例

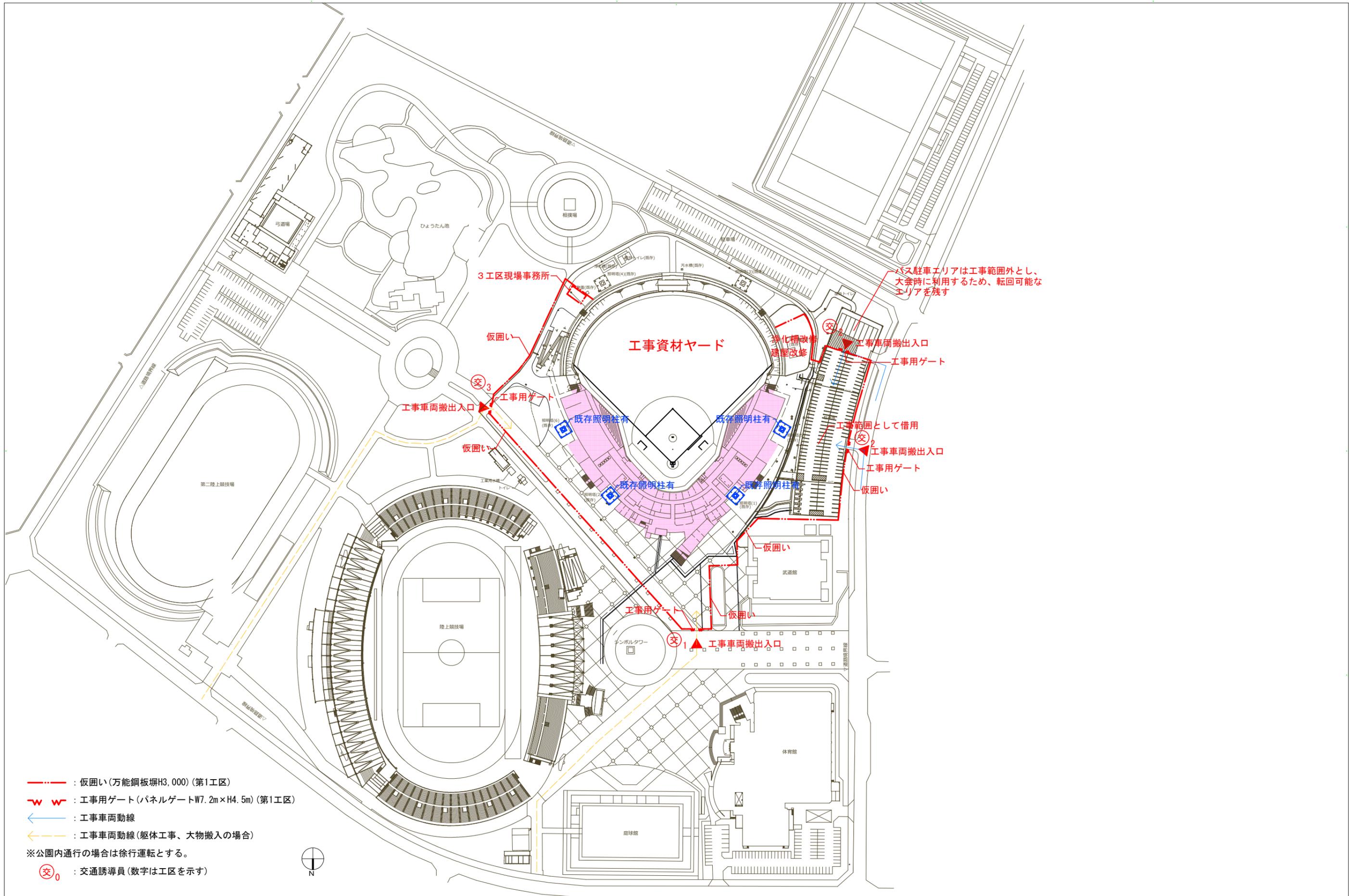
	第1工区
	第2工区
	第3工区
	外構工事
	舗装工事
	浄化槽工事

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	設計者 一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設計者 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記	工事名 R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構	図面番号 G-011	縮尺 1/500 (A1) 1/1000 (A3)	株式会社 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
----------------------------	----------------------------	-----------------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------	---------------	----	--------------------------------------	---------------	---------------------------------	---



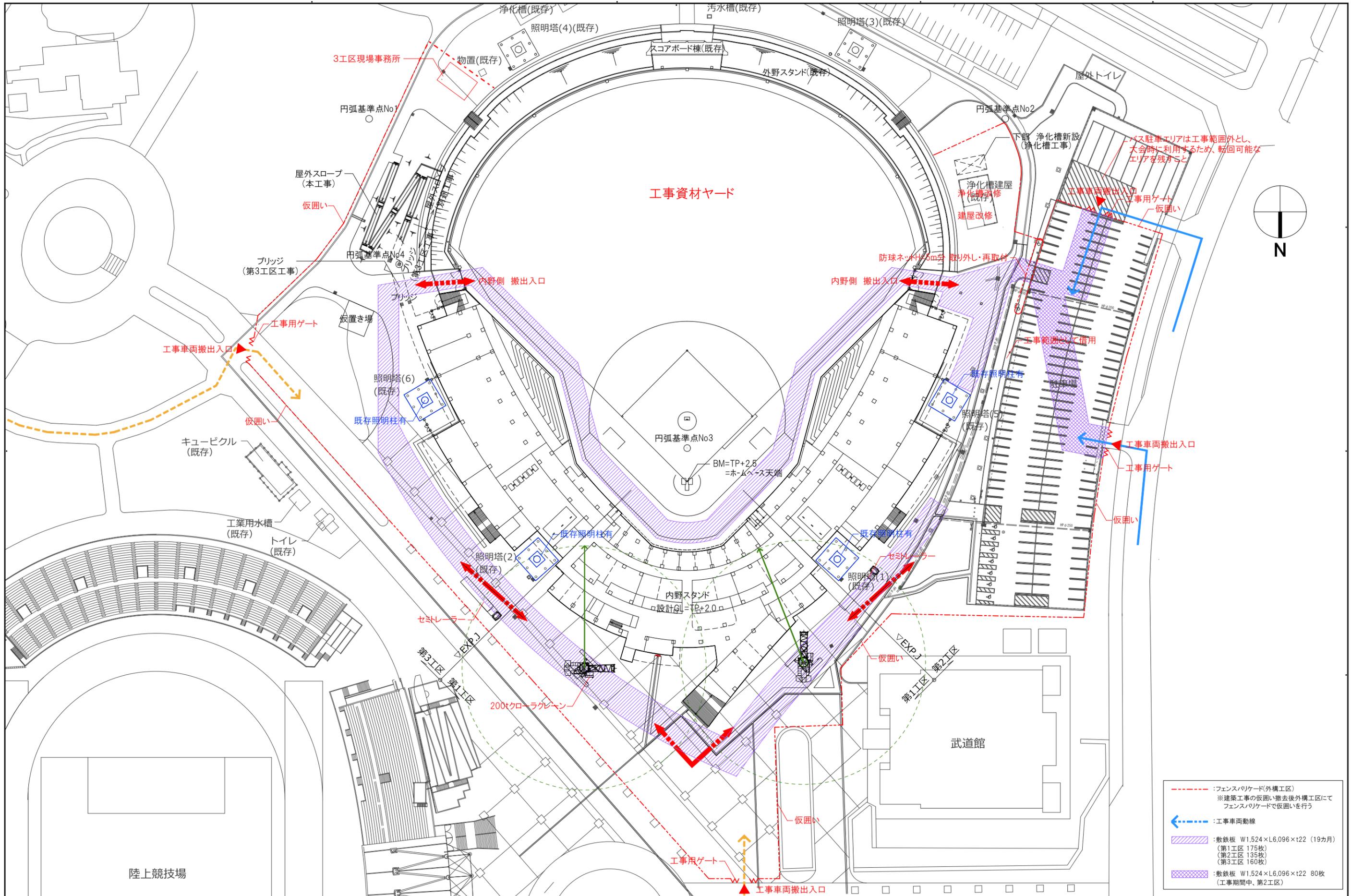
陸上競技場

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認欄 設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構 ●図面名 支障物件図	●図面番号 G-012 ●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	株式会社 梓設計 関西支社 <small>一級建築士事務所登録 大阪(7)第3234号</small>	株式会社 宮建築設計 <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</small>
----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------	-------------------------------------	--------------	---------------	-------------------	---	---	--	--



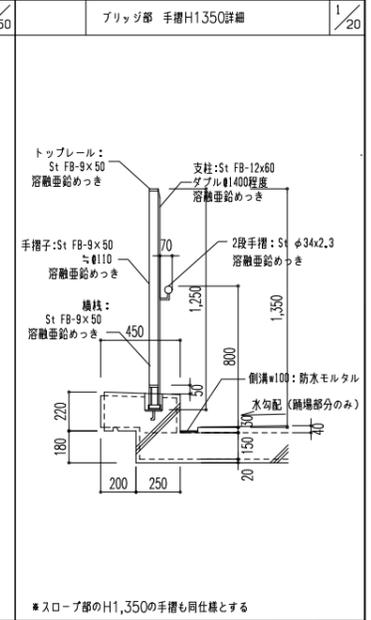
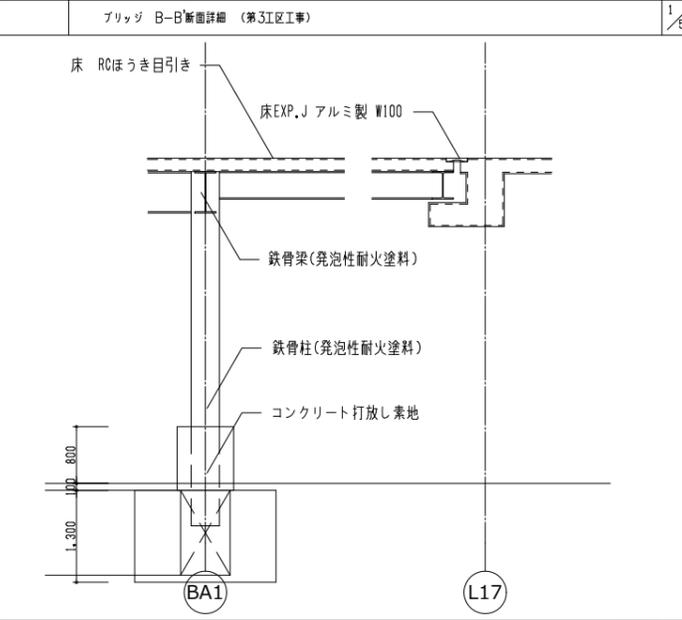
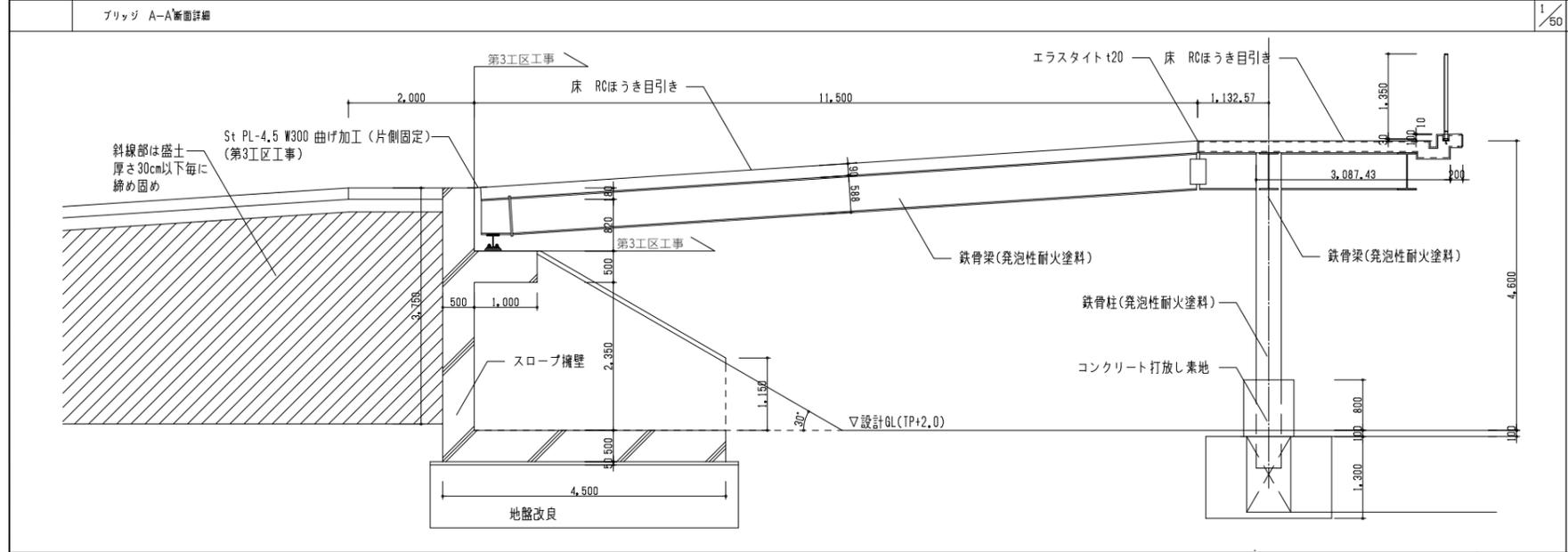
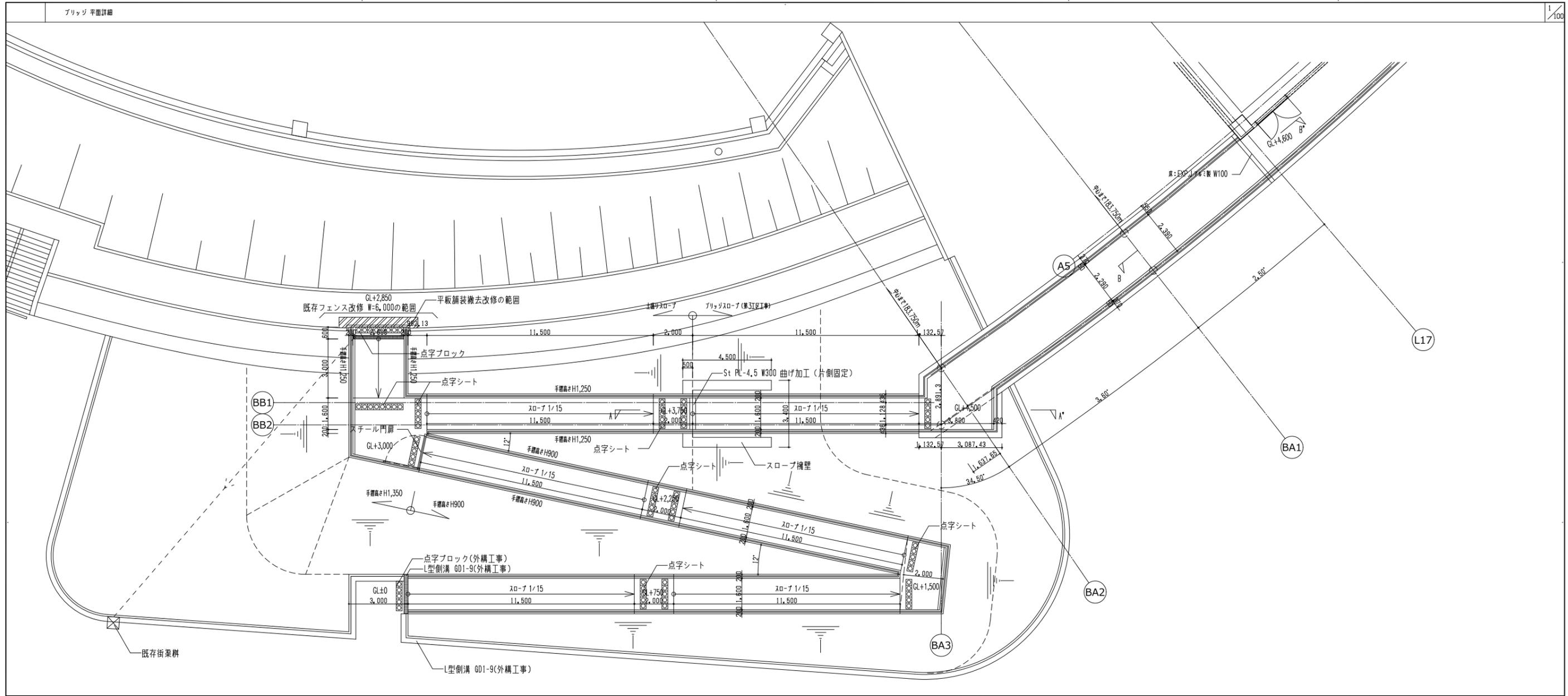
- — — — — : 仮囲い(万能鋼板塀H3,000)(第1工区)
 - W W : 工事用ゲート(パネルゲートW7.2m×H4.5m)(第1工区)
 - ← : 工事車両動線
 - ← : 工事車両動線(躯体工事、大物搬入の場合)
- ※公園内通行の場合は徐行運転とする。
- ⊗₀ : 交通誘導員(数字は工区を示す)

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	17992	徳島県県土整備部営繕課	R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構	G-013
●図面名 仮設計画図(1) (参考)										●縮尺 1/1200(A1) 1/2400(A3)	

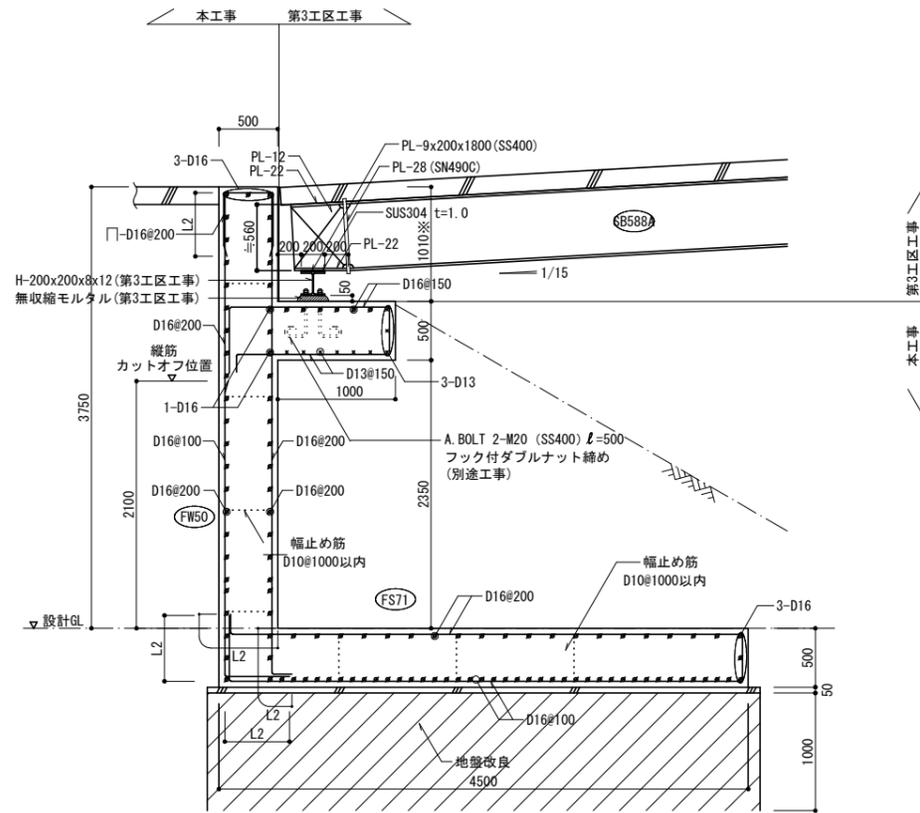


- - - フェンスバリアード(外構工区)
※建築工事の仮囲い撤去後外構工区にてフェンスバリアードで仮囲いを行う
- ← 工事車両動線
- 敷鉄板 W1,524×L6,096×t22 (19カ月)
(第1工区 175枚)
(第2工区 135枚)
(第3工区 160枚)
- 敷鉄板 W1,524×L6,096×t22 80枚
(工事期間中、第2工区)

設計者					法適合確認		検証者		設計番号		特記		●工事名		●図面番号	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 英	一級建築士 第313839号 高原 正行	建築設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記	徳島県県土整備部営繕課	R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構	G-014	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	●図面名 仮設計図面(2) (参考)		
<small> 一級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 株式会社 株式会社 関西支社 〒760-0000 徳島県徳島市東区南町1-1-1 </small>																



設計者						法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R6営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構	●図面番号 G-015	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	17992			●図面名 屋外スロープ詳細図(1)	●縮尺 図示(A1) 図示/2(A3)	



- 特記なき限り
1. $F_c: 21N/mm^2, S: 15$
 2. D10~D16: SD295
 3. 長期地耐力: $100kN/m^2$
 4. 地盤改良(浅層混合処理工法)の固化剤の添加量は $100kg/m^3$ とし、配合試験により決めるものとする。

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設計者一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	17992	

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構

●図面番号
G-017

●図面名
屋外スロープ詳細図(3)

●縮尺 図示(A1)
図示/2(A3)



一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

1 適用範囲

(a)本配筋規準図は、鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む）における鉄筋の加工、組立の一般的な基準とする。
 (b)本配筋規準図以外については設計図書及び監理者の指示による。
 (c)本配筋規準図で「図示」とあるのは、設計図面記載事項を意味する。
 (d)本配筋規準図で「特記」とあるのは、「建築工事特記仕様書 <構造関係>」の記載事項を意味する。
 (e)本配筋規準図は、設計図書の一部とする。

2-1 鉄筋の断面表示

異形記号	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38
記号	○	×	●	○	○	○	○	○	○	○

2-2 加工及び組立（一般事項）

(a)鉄筋は、設計図書に指定された寸法及び形状に合わせ、常温で正しく加工して組み立てる。
 (b)有るべき曲り、損傷等のある鉄筋は、使用しない。
 (c)コイル状の鉄筋は、直線状態にしてから使用する。この際、鉄筋に損傷を与えない。
 (d)鉄筋には、点付け溶接を行わない。また、アークストライクを起してはならない。

2-3 加工

(a)鉄筋の切断は、シャッカッター等により行う。
 (b)異形鉄筋の末端部のフックは、2-7（フック）による。
 (c)鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、2-8（鉄筋の折曲げ）による。
 (d)異形鉄筋の径(d)は、呼び名に用いた数値とする。

2-4 組立

(a)鉄筋は、鉄筋継手部分及び交差部の要部を径0.8mm以上の鉄線が結束し、適切な位置にスペーサー、吊金物等を使用して堅固に組み立てる。なお、スペーサーは、所定の位置に鉄筋を保持するとともに、作業荷重等に耐えられるものとする。また鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
 (b)前に打ち込まれたコンクリートから出ている鉄筋の位置を修正する場合は、鉄筋を急に曲げることなく、できるだけ長い距離で修正する。

2-5 継手

(a)鉄筋の継手は、重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手又は溶接継手（建設省告示1463号に適合するもの）とし、適用は特記による。
 (b)鉄筋の溶接は、アーク溶接とし、共に7.5d（部材の組立）(4)及び7.6d（溶接施工）(1)による。又、溶接技術者は、共に7.6d（溶接作業を行う技術資格者）に準じ、工事に相応した技能を有する者とする。
 (c)重ね継手及び定着の長さは、2-9（重ね継手及び定着の長さ）による。
 (d)隣り合う継手の位置は、2-10（隣り合う継手の位置）による。
 (e)溶接金網、スパイラル筋の継手及び定着は、それぞれ2-11（溶接金網の継手及び定着）、2-12（スパイラル筋の継手及び定着）による。

2-6 溶接

2-6-1 溶接材料の種類
 溶接棒、ワイヤ及びフラックスの種類は下表により、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したものを決定する。

種類	規格番号	規格名称
被覆アーク溶接棒	JIS Z 3211	軟鋼、高張力鋼及び低温度鋼用被覆アーク溶接棒
ガスシールドアーク溶接用ワイヤ	JIS Z 3312	軟鋼、高張力鋼及び低温度鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用シールドワイヤ
セルフシールドアーク溶接用ワイヤ	JIS Z 3313	軟鋼、高張力鋼及び低温度鋼用アーク溶接用ワイヤ

2-6-2 材料の取扱い
 溶接材料は、丁寧に取り扱い、被覆材のはく離、汚損、変質、吸湿、錆等のあるものは使用しない。ただし、吸湿の疑いがあるものは、その種類に応じた条件で乾燥した後使用する。
 2-6-3 溶接作業を行う技術資格者
 (a)溶接作業を行う技術資格者は、次に示す試験等に基づく能力を有する者とする。ただし、自動溶接の場合は、十分な工事経験を有する者とする。
 (1) 炭素鋼の手溶接の場合は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験。
 (2) 炭素鋼の半自動溶接の場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験。
 (3) 自動溶接の場合は、JIS Z 3801又はJIS Z 3841に従う試験。
 (4) 組立溶接の場合は、JIS Z 3801又はJIS Z 3841に従う工事に相応した試験。
 (b)技術資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監理者の承認を受ける。

2-6-4 溶接施工
 (a)溶接機とその付属用具は、溶接条件に適したものとし、良好な溶接が安全に行えるものとする。
 (b)溶接部は、有るべき欠陥のないもので、表面は、可能な限り滑らかなものとする。
 (c)溶接順序は、溶接変形が最小となるように決定する。
 (d)鋼材の材質、材厚、温度等を考慮し、必要に応じて予熱を行う。
 (e)溶接に支障となるスラグ及び溶接完了後のスラグは除去する。
 (f)溶接に支障となるスパッター、摩擦接合の摩擦面のスパッター及び塗装下地となる部分のスパッターは、除去する。
 (g)アークストライクは起してはならない。ただし、アークストライクを起した場合は、その措置について監理者と協議する。
 2-6-5 鉄筋のフレア溶接
 鉄筋のフレア溶接は下記による。

2-7 フック

異形鉄筋の末端部には、下記の場合にフックをつける。
 (1) 柱の四隅にある主筋(●)の重ね継手
 (2) 最上階の柱の四隅にある主筋(●)の柱頭への定着
 (3) 梁の出筋及び下階の面隅(●)にある梁主筋の重ね継手（基礎梁を除く。）
 (4) 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む。）
 (5) 杭基礎のベース筋
 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

2-8 鉄筋の折曲げ

鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は下記による。

折曲げ角度	すべてのコンクリート					使用箇所
	折曲げ内法直径(D)					
180°	SD295	SD345	SD390	SD490		柱・梁の主筋 杭基礎のベース筋
	D16以下					
135°						あばら筋、帯筋、スパイラル筋
	D16以下					
90°						T形及びL形梁のあばら筋
	D16以下					
135°及び90°(幅止め筋)						幅止め筋
	D16以下					

2-9 重ね継手及び定着の長さ

2-9-1 重ね継手及び定着の長さ
 重ね継手及び定着の長さは下表による。
 なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
 (a) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、40d（軽量コンクリートの場合は50d）又は下表の重ね継手長さのうちいずれか大きい値とする。
 (b) (a)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、下表による。
 Fcが18N/mm²の場合、L1、L2、L1h及びL2hは、下表のFcが21の場合の値に5dを加えたものとする。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)		フックなし（直線定着の長さ）		フックあり（フックありの定着の長さ）	
	L1	L2	L1h	L2h	L1h	L2h
SD295	21	40	35d	30d	25d	20d
	24・27	35	30d	25d	20d	15d
	30・33・36	30	25d	20d	15d	10d
	39~45	25	20d	15d	10d	5d
SD345	21	40	40d	35d	30d	25d
	24・27	35	35d	30d	25d	20d
	30・33・36	30	30d	25d	20d	15d
	39~45	25	25d	20d	15d	10d
SD390	21	40	45d	40d	35d	30d
	24・27	35	40d	35d	30d	25d
	30・33・36	30	35d	30d	25d	20d
	39~45	25	30d	25d	20d	15d
SD490	21	40	50d	45d	40d	35d
	24・27	35	45d	40d	35d	30d
	30・33・36	30	40d	35d	30d	25d
	39~45	25	35d	30d	25d	20d

2-10 隣り合う継手の位置

隣り合う継手の位置は下表による。ただし、スラブ筋でD16以下の場合及び壁筋の場合は除く。なお、先組み工法等で柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所には、特記による。

重ね継手	フックありの場合	フックなしの場合
重ね継手	$a \geq 0.5L_{1h}$	$a \geq 0.5L_1$
重ね継手	$a \geq 0.5L_{2h}$	$a \geq 0.5L_2$

2-11 溶接金網の継手及び定着

溶接金網の継手及び定着は下記による。

1. 1節率以上かつ150mm以上
 2. 1節率以上かつ150mm以上
 3. 1節率以上かつ150mm以上

2-12 スパイラル筋の継手及び定着

定着の方法は下記による。

2-12-1 定着の方法
 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さs及び、フックありの定着の長さsを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、下記の(a)、(b)及び(c)をすべて満足すること。
 (a) 全長は2-9-1 重ね継手及び定着長さsに示す直線定着の長さs以上とする。
 (b) 余長は8d以上とする。
 (c) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは、下表の投影定着長さsに示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、柱せいの3/4倍以上とする。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	La	Lb
SD295	21	15d	15d
	24・27	15d	15d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d
SD345	21	20d	20d
	24・27	20d	20d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d
SD390	21	25d	25d
	24・27	25d	25d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d
SD490	21	25d	25d
	24・27	25d	25d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d

2-13 鉄筋のかぶり厚さ

(a)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、特記による。特記がなければ下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを、径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。
 (b)柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

構造部分の種類	鉄筋の最小かぶり厚さ (mm)	
	土に接しない部分	土に接する部分
スラブ、耐力壁以外の壁	仕上げあり	20
	仕上げなし	30
柱、梁、耐力壁	仕上げあり	30
	仕上げなし	40
基礎、杭	柱、梁、スラブ、壁	40
	基礎、杭	60
煙突等熱を受ける部分	柱、梁、スラブ、壁	40
	基礎、杭	60

2-14 鉄筋相互のあき

(a)鉄筋相互のあきは、下記の値のうち最大のもの以上とする。ただし、機械式溶接及び溶接継手の場合は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立による。
 (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
 (2) 25mm
 (3) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値d）の平均の1.5倍

2-10 隣り合う継手の位置

隣り合う継手の位置は下表による。ただし、スラブ筋でD16以下の場合及び壁筋の場合は除く。なお、先組み工法等で柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所には、特記による。

2-11 溶接金網の継手及び定着

溶接金網の継手及び定着は下記による。

2-12 スパイラル筋の継手及び定着

定着の方法は下記による。

2-13 鉄筋のかぶり厚さ

(a)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、特記による。特記がなければ下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを、径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。
 (b)柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

構造部分の種類	鉄筋の最小かぶり厚さ (mm)	
	土に接しない部分	土に接する部分
スラブ、耐力壁以外の壁	仕上げあり	20
	仕上げなし	30
柱、梁、耐力壁	仕上げあり	30
	仕上げなし	40
基礎、杭	柱、梁、スラブ、壁	40
	基礎、杭	60
煙突等熱を受ける部分	柱、梁、スラブ、壁	40
	基礎、杭	60

2-14 鉄筋相互のあき

(a)鉄筋相互のあきは、下記の値のうち最大のもの以上とする。ただし、機械式溶接及び溶接継手の場合は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立による。
 (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
 (2) 25mm
 (3) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値d）の平均の1.5倍

3-1 基礎の配筋及び杭頭補強の方法

3-1-1 直接基礎
 直接基礎の場合の配筋は下記による。はかま筋の有無は図示による。
 (a)独立基礎 (b)連続基礎

3-2 基礎接合部の補強

基礎接合部の補強配筋は下記による。

3-1-2 既製コンクリート杭基礎
 既製コンクリート杭の杭頭補強の方法は、図示による。

3-2 基礎接合部の補強

基礎接合部の補強配筋は下記による。

4-1 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

基礎梁主筋の継手、定着及び余長は(a),(b),(c)とし、適用は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立 各部の配筋による。
 (a)基礎梁にスラブが付かない独立基礎
 基礎梁にスラブが付かない独立基礎の場合は図示による。
 (b)基礎梁にスラブが付く独立基礎
 基礎梁にスラブが付く独立基礎の場合は図示による。ただし、耐圧スラブがつく場合は、(c)による。
 (c)連続基礎及びべた基礎
 連続基礎及びべた基礎の場合は図示による。

4-2 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

基礎梁主筋の継手、定着及び余長は(a),(b),(c)とし、適用は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立 各部の配筋による。
 (a)基礎梁にスラブが付かない独立基礎
 基礎梁にスラブが付かない独立基礎の場合は図示による。
 (b)基礎梁にスラブが付く独立基礎
 基礎梁にスラブが付く独立基礎の場合は図示による。ただし、耐圧スラブがつく場合は、(c)による。
 (c)連続基礎及びべた基礎
 連続基礎及びべた基礎の場合は図示による。

4-3 基礎梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

4-3-1 あばら筋
 (a)あばら筋の径及び間隔は図示による。
 (b)あばら筋組立ての形及びフックの位置は、6-4（あばら筋組立ての形及びフックの位置）による。ただし、梁の上下にスラブが付く場合、かつ梁せいが1.5m以上の場合は図示による。
 4-3-2 あばら筋の割付け
 あばら筋の割付けは、6-6（あばら筋の割付け）による。
 4-3-3 腹筋及び幅止め筋
 腹筋及び幅止め筋は、6-3（あばら筋、腹筋及び幅止め筋（一般事項））及び6-5（腹筋及び幅止め筋）による。ただし、梁せいが1.5mを超える場合は特記による。
 4-4 ベタ基礎の基礎小梁主筋の継手、定着及び余長
 4-4-1 ベタ基礎の連続小梁
 連続する小梁の継手、定着及び余長は図示による。
 4-4-2 ベタ基礎の単独小梁
 単スパンの小梁の継手、定着及び余長は図示による。

5-1 柱主筋の継手、定着及び余長

5-1-1 一般事項
 (a)継手中心位置は、梁上端から500mm以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (b)最下階主筋の継手中心位置は、梁上端から柱せい以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (c)継手、定着及び余長は図示による。ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は5-1-2（柱頭定着長さL2が確保できない場合）による。

5-1-2 柱頭定着長さL2が確保できない場合

柱頭定着長さL2が確保できない場合は、かご鉄筋（柱筋と同径、同材質とする）を用いる。

5-1-1 一般事項

(a)継手中心位置は、梁上端から500mm以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (b)最下階主筋の継手中心位置は、梁上端から柱せい以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (c)継手、定着及び余長は図示による。ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は5-1-2（柱頭定着長さL2が確保できない場合）による。

5-1-2 柱頭定着長さL2が確保できない場合

柱頭定着長さL2が確保できない場合は、かご鉄筋（柱筋と同径、同材質とする）を用いる。

5-1-1 一般事項

(a)継手中心位置は、梁上端から500mm以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (b)最下階主筋の継手中心位置は、梁上端から柱せい以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (c)継手、定着及び余長は図示による。ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は5-1-2（柱頭定着長さL2が確保できない場合）による。

5-1-2 柱頭定着長さL2が確保できない場合

柱頭定着長さL2が確保できない場合は、かご鉄筋（柱筋と同径、同材質とする）を用いる。

5-1-1 一般事項

(a)継手中心位置は、梁上端から500mm以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (b)最下階主筋の継手中心位置は、梁上端から柱せい以上かつ1500mm以下かつ3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
 (c)継手、定着及び余長は図示による。ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は5-1-2（柱頭定着長さL2が確保できない場合）による。

設計者		法適合確認		検証者		設計番号		特記	
一級建築士 第286776号	一級建築士 第298249号	一級建築士 第334570号	一級建築士 第9202号	一級建築士 第382844号			17992		
渡邊 和幸	土生 達哉	倉内 信幸		野中 翔太		佐藤 亮太			

設計者		法適合確認		検証者		設計番号		特記	
一級建築士 第286776号	一級建築士 第298249号	一級建築士 第334570号	一級建築士 第9202号	一級建築士 第382844号			17992		
渡邊 和幸	土生 達哉	倉内 信幸		野中 翔太		佐藤 亮太			

設計者		法適合確認		検証者		設計番号		特記	
一級建築士 第286776号	一級建築士 第298249号	一級建築士 第334570号	一級建築士 第9202号	一級建築士 第382844号			17992		
渡邊 和幸	土生 達哉	倉内 信幸		野中 翔太		佐藤 亮太			

設計者		法適合確認		検証者		設計番号		特記	
一級建築士 第286776号	一級建築士 第298249号	一級建築士 第334570号	一級建築士 第9202号	一級建築士 第382844号			17992		
渡邊 和幸	土生 達哉	倉内 信幸		野中 翔太		佐藤 亮太			

設計者		法適合確認		検証者		設計番号		特記	
一級建築士 第286776号	一級建築士 第298249号	一級建築士 第334570号	一級建築士 第9202号	一級建築士 第382844号			17992		
渡邊 和幸	土生 達哉	倉内 信幸		野中 翔太		佐藤 亮太			

徳島県土整備部宮崎課

●工事名
R6宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事外構

●図面名
鉄筋コンクリート造配筋規準図 (1)

●図面番号
G-018

●縮尺
1/

AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所 大阪 (〒) 552-2448

MIYA Architect's Office

一級建築士事務所 徳島県 鳴門 10504

9-4 片持ちスラブの配筋

スラブの配筋は図示による。

(a)一般部

受け筋 D13 (L ≤ 1000)
D16 (L > 1000)
主筋 (図示)
配筋 (図示)
先端部補強筋 2-D13
連続スラブの補強筋*4

(b)先端に壁が付く場合

受け筋 D13
主筋 (図示)
配筋 (図示)
先端部補強筋 2-D13
連続スラブの補強筋*4

(c)出隅部

(1) 補強の配筋は図示による。
配筋方法は、下図による。
(2) 出隅受け部 (下図のハッチ部分) の配筋は図示による。

9-5 スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強は図示による。図示がなければ下記による。

(a)スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、下図により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で開口部を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 (L=2L1) シングルを上下筋の内側に配筋する。

(b)スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

9-6 屋根スラブの補強筋

屋根スラブの出隅及び入隅部分には、下図により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

5-D10 (L=1500)

5-D10 (L=1500)

9-7 土間スラブの打継ぎ補強

基礎梁とスラブを一体打ちとし、打継ぎを設ける場合は補強は、下記による。ただし、土間スラブとは、土 (捨コンクリート等の場合を含む) に接する構造スラブをいう。

中間部 端部

9-8 土間コンクリートの補強筋

土間コンクリートの補強筋は図示による。なお、基礎梁との接合部は下図による。

中間部 端部

10-1 階段の配筋

階段の配筋は図示による。図示がなければ下表による。階段の基準配筋は下図による。

10-1-1 片持ちスラブ形 (KA)

階段配筋リスト (片持ちスラブ形)

設計条件: 積載荷重 3500N/m ² 片持ち先端、手摺自重考慮	符号	段ばな筋	蹴場	スパン L (mm)
KA11	2-D13	150	D10, D13-200φ	L ≤ 1500
KA12	2-D16	150	D13-200φ	1500 < L ≤ 2000

(注) 1. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に降す。
2. 蹴場主筋、配筋の継手及び定着の長さは、9-1による。
3. 主筋径はD16以下とする。

10-1-2 二辺固定スラブ形 (KB)

階段配筋リスト (二辺固定スラブ形)

設計条件: 積載荷重 3500N/m ² 手摺自重無視	符号	床版厚さ (t)	主筋	配筋筋 (蹴場)	スパン L (mm)
KB11	180	D16-125φ	D13-200φ	上, 下端筋	4000 < L ≤ 5000
KB12	200	D16-100φ	D13-200φ	上, 下端筋	5000 < L ≤ 6000

10-1-1 片持ちスラブ形 (KA)

10-1-1 片持ちスラブ形 (KA)

階段配筋リスト (片持ちスラブ形)

設計条件: 積載荷重 3500N/m ² 片持ち先端、手摺自重考慮	符号	段ばな筋	蹴場	スパン L (mm)
KA11	2-D13	150	D10, D13-200φ	L ≤ 1500
KA12	2-D16	150	D13-200φ	1500 < L ≤ 2000

11-1 柱の打増し補強

柱の打増し補強は、下図により、打増し幅が70mm以上200mm以下の場合に適用する。200mmを超える場合は、図示による。

(a) 1方向の打増し (70mm ≤ a1, a2 ≤ 200mmの場合)
(b) 2方向の打増し

11-2 梁の打増し補強

梁の打増し補強は、下図により、打増し幅が70mm以上200mm以下の場合に適用する。200mmを超える場合は、図示による。

(a) 下端の打増し (70mm ≤ a, a1, a2 ≤ 200mmの場合)
(b) 上端の打増し

11-3 壁の打増し補強

壁の打増し補強筋は下図により、打増し厚さaが50mm以上200mm以下に適用する。200mmを超える場合は図示による。

12-1 手すり及びバラベットの配筋

手すりの配筋

バラベットの配筋

12-2 機械吊上げ用フック

梁に設ける機械吊上げ用フックは、下記による。

種別	A種	B種	C種
部位	フック筋	フック筋	フック筋
径	φ25又はD25	φ22又はD22	φ19又はD19
フック筋	100	100	100
補強かんざし筋	2-D16	2-D16	2-D16
補強鉄筋 (mm)	D16, L=900	D16, L=750	D16, L=600
吊上げ荷重 W (kN)	50 ≥ W > 30	30 ≥ W > 10	10 ≥ W
吊上げ荷重 W (ton)	5 ≥ W > 3	3 ≥ W > 1	1 ≥ W

(注) 丸鋼の材質は、SS400とする。

13-1 補強コンクリートブロック造

13-1-1 一般事項

下記に定める以外の事項は1~12による。

(a) 鉄筋は、ブロックの空洞部の中心部に配筋し、壁筋の上下端は、がりがり、基礎等に定着する。なお、壁筋には継手を設けない。

(b) 壁筋は、壁端部筋に180°フックによりかぎ掛けとする。ただし、直交壁がある場合は、直交壁に定着又は直交壁の筋筋に重ね継手とする。また、筋筋は、筋筋との交差部の要所を径0.8mm以上の鉄線で結束する。

(c) 壁筋のかぶり厚さの最小値は、20mmとする。ただし、ブロックのフェイスシェルは、かぶり厚さには含まない。

(d) 鉄筋の重ね継手長さは45dとし、定着長さは40dとする。

13-1-2 各部の配筋

(a) 各部の配筋は、図示による。

(b) 図示がなければ交差部、端部 (開口部) の配筋は、下図による。

コンクリート

(c) まぐさは鉄筋コンクリート造とし、配筋は図示による。ただし、図示がなければ下図による。

なお、既製まぐさを使用する場合は、監理者の承認を受ける。

(1) 一般の場合 (11) 開口部が鉄筋コンクリートの柱又は壁に接する場合

(注) Lはかぶり厚さを除いた長さを示す。

まぐさの配筋

400 < L ≤ 1000 1000 < L ≤ 2000

2-D10 2-D13

D10-150φ D10-150φ

(注) まぐさの幅は、ブロック厚さと同一とする。

14-1 コンクリートブロック帳壁

14-1-1 一般事項

下記に定める事項は一般帳壁に適用する。

(a) 主筋は、ブロックの空洞部の中心部に配筋する。

(b) 壁筋は、壁端部筋に180°フックによりかぎ掛けとする。ただし、直交壁がある場合は、直交壁に定着又は直交壁の筋筋に重ね継手とする。

(c) 配筋筋の重ね継手長さは45d (フック付きの場合は30d) とし、定着長さは下記による。

(1) 主筋・配筋筋または開口部補強を主体構造のコンクリートに定着する場合、主体構造のコンクリート設計基準強度 $F_c \geq 21 \text{ N/mm}^2$ の場合は35d (フック付きの場合は25d) とする。

(2) (1)以外の定着長さは40d (フック付きの場合は30d) とする。

(d) 鉄筋のかぶり厚さの最小値は20mmとする。ただし、ブロックのフェイスシェルは、かぶり厚さには含まない。

(e) 一般帳壁のブロック積高さは、下記による。

ブロック厚さ	ブロック積高さ
120	3000
150	3500

14-1-2 各部の配筋

(a) 一般帳壁の配筋は図示による。ただし、図示がなければ下表による。

一般帳壁の配筋

縦筋	横筋	開口部補強筋 (縦筋)	端部補強筋
D10-400φ	D10-400φ	1-D13	1-D13

(b) 帳壁の交差部、端部 (開口部) の配筋は、下図による。

(c) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、下図による。

(d) コンクリートブロック帳壁との取合い

(1) 控壁の配筋は、図示による。

(2) 配筋は、下図による。

(注) 丸鋼の材質は、SS400とする。

15 機械基礎の配筋

(a) 機械基礎 (室内)

W	L	H	鉄筋補強	コーナ筋	箇所数
			D10-200φ	D13	
			D10-200φ	D13	
			D10-200φ	D13	

(b) 機械基礎 (室外)

W	L	H	鉄筋補強	コーナ筋	箇所数
			D10-200φ	D13	
			D10-200φ	D13	
			D10-200φ	D13	

(注) アスファルト防水層にかかる面圧 ≤ 1.0 t/m² の場合に適用。

16 煙突の配筋

煙突の配筋は図示による。図示がなければ、下記による。

(a) 最上階床よりの突出長さが1.5m以下の場合

(b) 最上階床よりの突出長さが1.5mを超え、3m以下の場合

17 釜場の配筋

釜場の配筋は図示による。図示がなければ、下記による。

(注) 1. (イ) は耐圧スラブと同径・同間隔とする。

18 杭頭補強筋の溶接 (開先付き異形棒鋼)

開先付き異形棒鋼 (大臣認定品)

溶接外端位置マーク (開先付き異形棒鋼の外端) ルートギャップ (G) 3mm以下

有効のど厚 (α) (0~6.0mm)

有効のど厚 (α)	WD25N	WD32N	WD35N	WD38N
6.0mm以上	10.0mm以上	10.5mm以上	12.5mm以上	

溶接外端の標準位置